



7月20日は

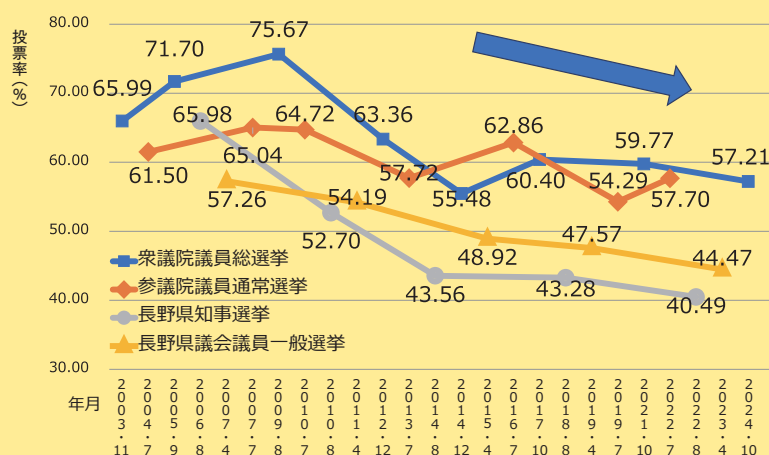
参議院議員通常選挙

投票に行こう!!

投票日
です

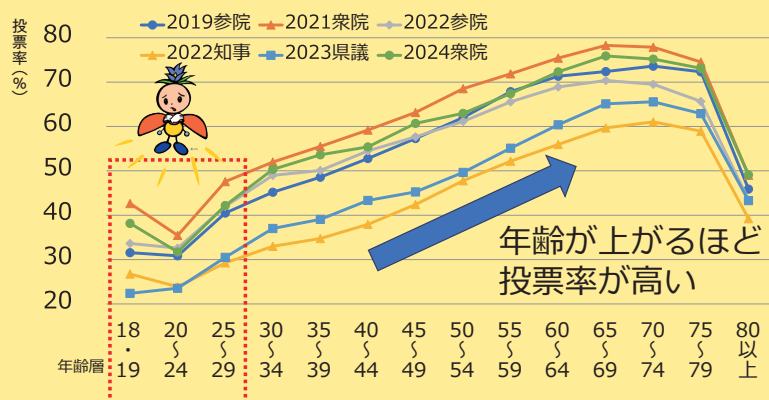
各選挙の投票率（長野県）

投票率は長期的に見て低落傾向



年齢層別投票率の傾向

20代前半を中心に若年層の投票率が低い

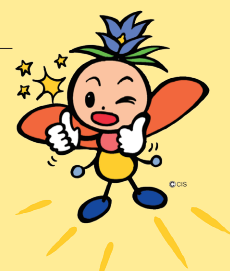


長野県選挙啓発マスコットキャラクター

「ほたりちゃん」

「ほたりちゃん」には、「明るく、きれいで正しい」選挙が行われるようにという願いが込められています。

長野県のきれいな清流に棲み、明るく光る「ホタル」と長野県花であり、高原に咲き、花言葉でもある正義を象徴する「りんどう」をモチーフとしています。



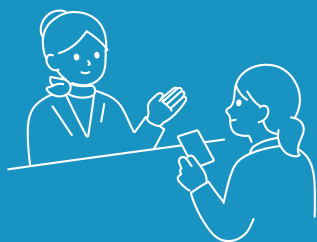
投票の流れを確認しよう

01



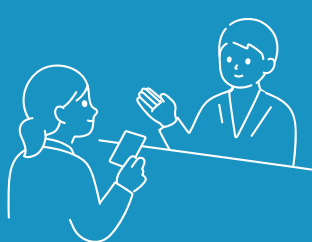
事前に届いた投票所入場券を持って、投票所に行きます。(忘れても本人確認ができれば投票できます。)

02



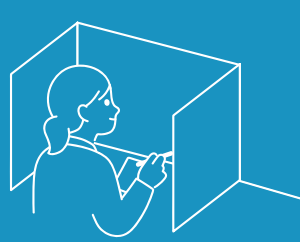
投票所入場券を出して、選挙人名簿に登録されている本人かどうかの確認を受けます。

03



投票用紙をもらいます。

04

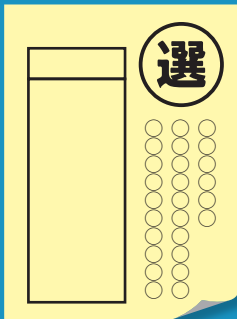


決められた場所で投票用紙に書き込みます。

投票は、選挙区と比例代表の2種類です

参议院議員は3年ごとに半数が入り替わるよう憲法で定められていますので、3年に1回、定数の半分を選ぶことになります。長野県選挙区の定数は2人ですので、今回の選挙では、その半分の1名を選ぶことになります。

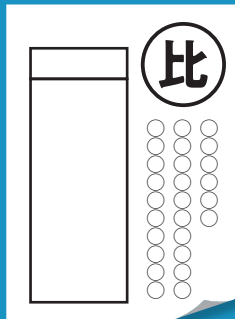
選挙区選挙



原則、都道府県ごとに2~12人を選出
クリーム色の投票用紙に「候補者名」を書いて投票



比例代表選挙



全国を1つの選挙区として政党等が集めた票によって議席を分け合う

白色の投票用紙に「候補者名」または「政党名」を書いて投票

※特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党等への投票とみなされます。

引っ越しをして住民票を移していない場合は「不在者投票」

① 前の住所地に行って投票をする

期日前投票

引っ越し前の市町村の期日前投票所

公示日の翌日(7月4日)から投票日の前日(7月19日)までに、前の住所地の期日前投票所に行って、期日前投票を行う。

投票日当日の投票

引っ越し前の市町村の投票所

投票日の当日(7月20日)に、前の住所地の投票所に行って、投票を行う。

② 現在の住所地の選挙管理委員会で不在者投票をする

01



宣誓書兼請求書

市町村選挙管理委員会から「宣誓書兼請求書」の用紙を取り寄せます。(詳しくは、市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。)

02



「宣誓書兼請求書」に必要事項を記載して、郵便等で引っ越し前の市町村選挙管理委員会に投票用紙等を請求します。

03



引っ越し前の市町村選挙管理委員会から投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書が郵便等で送られてきます。

04



これらを持って、現在住んでいる市町村選挙管理委員会に行って投票します。

(注)送られてきた投票用紙に、家などであらかじめ候補者の氏名等を記載してはいけません。また、開けてはいけない封筒(不在者投票証明書が入った封筒)がありますので、これを開けてはいけません。市町村によっては、不在者投票の投票用紙等をオンラインで請求できます。詳しくは選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会にお問い合わせください。